

# 防火管理者の選任と消防計画の作成はあなたの義務です！

「防火管理」とは、火災の発生を防止し、かつ、万一火災が発生した場合でも、その被害を最小限にとどめるため、必要な対策を立て、実行することです。「**自らの生命、身体、財産は自らが守る**」の理念のもと、防火管理体制を築きましょう。

## 防火管理制度について

(消防法第8条及び火災予防条例第55条の3)

多数の者を収容する建物の所有者、建物の賃借人は、一定の資格を有する者から防火管理者を定め、防火管理者の選任届を管轄の消防署に届け出なければなりません。

### POINT



防火管理者が必要な建物においては、所有者はもちろん、**すべてのテナント**で防火管理者の選任が必要です！



## 防火管理者が必要となる建物

(消防法施行令第1条の2)

- ① 飲食店や物品販売店舗など不特定多数の人が出入りする用途（特定用途）がある建物のうち建物全体の収容人員が **30人以上**のもの
- ② 共同住宅、倉庫、事務所など特定の人が入り出る用途（非特定用途）の建物のうち建物全体の収容人員が **50人以上**のもの

※ 社会福祉施設等が入居している場合には10人以上の収容人員で防火管理者が必要となる場合があります。

### <防火管理者が必要となる建物の例>

特定用途の防火対象物 収容人員 30人  
管理権原者D（所有者）  
⇒防火管理者 d

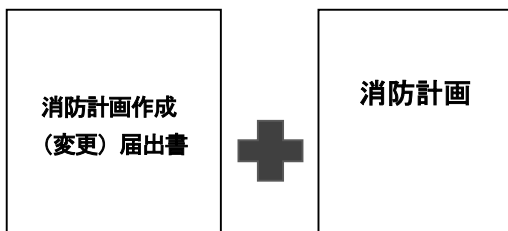


## 防火管理者の責務

(消防法施行令第3条の2)

防火管理者には、消防計画を作成し、管轄の消防署に届け出る義務があります。その他にも、次のような責務があります。

### ① まずは、消防計画の作成・届出！

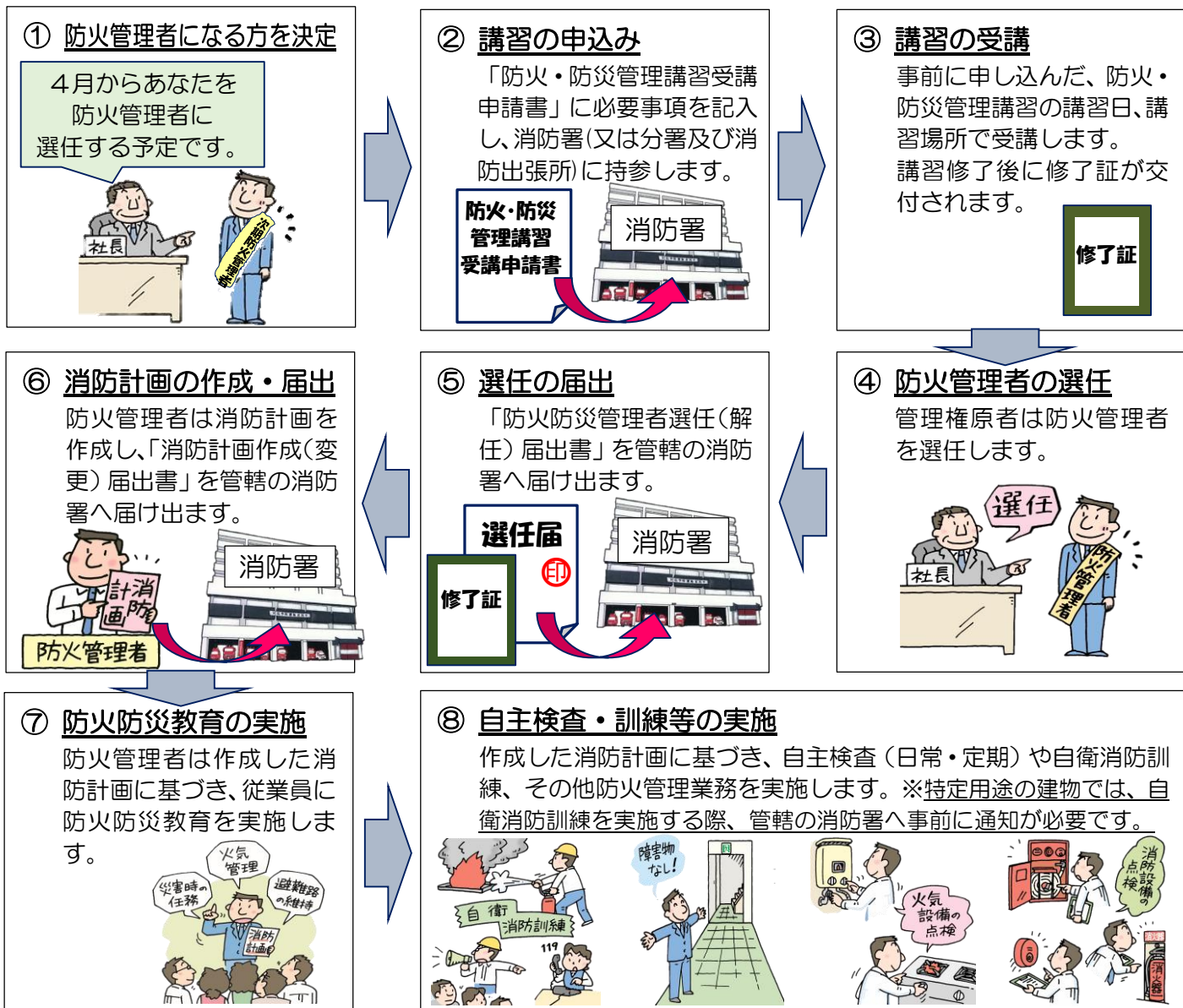


### ② 消防計画に基づき、防火管理業務を実施！



# 防火管理業務の流れ

※既に防火・防災管理講習を修了している方がいる場合は、④以降の業務を行います。



防火防災管理に関する各種届出・申請様式及び記入例は、東京消防庁ホームページ(トップページ→申請様式→目的から探す、②防火管理者・消防計画・訓練通知書・自動通報)に掲載しています。

## 【届出に関するお願い事項】

- ・郵送での届出・申請は受け付けておりません。
  - ・届出書は正・副2部ご持参ください。
  - ・防火管理者選任、消防計画の受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。
- ※防火管理講習の申請受付時間は、平日の午前9時00分から午後4時30分までとなります。

## 東京消防庁 火災予防(防火管理)コールセンター

☎ 03-3253-0119

受付時間：平日(月～金)午前9時00分～午後5時00分  
※土・日・祝、年末年始(12月29日～1月3日)を除く



皆さまの防火防災管理に関する疑問にお答えします。

## 問合せ先

- 東京消防庁 予防部 防火管理課 指導係  
電話03-3212-2111(代)
- 管轄消防署  
東京消防庁ホームページ⇒消防署をさがす。

東京消防庁

検索